

令和5年6月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日(金) 午後2時6分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する

意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する

意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について(所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について(利用権貸借)

議案第6号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う

意見について(除外)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸	
3番 大中 久敏	4番 天本 守	
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二	
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新	(欠席)
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜	
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司	
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子	
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子	
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光	
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋	
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司	(欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二	

5. 会議に欠席した委員(2名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

これから大雨、台風、猛暑となりますが、委員の皆さんにおきましては、お身体に十分注意していただきながら、委員としての活動をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは本日の総会は、議案6件、報告事項3件でございます。委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で、委員定足数に達しております。なお、議席番号8番委員、同じく22番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和5年6月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願ひいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号1番委員、同じく2番委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、赤川地内の田1筆です。3条による交換移転となり

ます。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は耕作が不便であるため、譲受人は耕作に便利のため交換移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、上西鯉坂地内の田1筆です。3条による交換移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作が不便であるため、譲受人は耕作に便利のため交換権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、井上地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は離農のため、譲受人へ売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページをお願いします。

番号4は、三沢地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人の贈与で、譲受人へ所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転の4件につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に無いようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案どおり許可と決定いたします。

議長：

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、上西鯨坂地内の田2筆です。農家住宅を建設するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内農地である第1種農地に区分されます。第1種農地は原則不許可ですが、周辺の状況から集落接続となり、例外規定に合致

し、立地基準を満たすこととなります。

近隣に敷設されている公共上下水管を南側市道内に延長の上、申請地へ引き込む計画です。また、雨水排水については、南側市道の接続部分に雨水枡を設け、最終的には東側の既存側溝へ排水する計画です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に無いようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に

進達いたします。

議長：

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書4ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1及び番号2は、同一事業の為まとめて説明いたします。

番号1及び2は、井上地内の畑10筆です。露天駐車場として一時転用するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、議案書の『農振区分』欄に『農用内』と記載されているものは、農業振興地域内の農用地、通称「青地」と呼ばれる農地です。また、『農用外』と記載されたものは、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内農地である第1種農地に区分されます。

『農振農用地』及び『第1種農地』は原則不許可ですが、3年以内の一時転用としての利用で、例外規定に合致し立地基準を満たすこととなります。

断面図にありますように、表土を剥いだ後に、盛土20センチメートル、碎石10センチメートルの造成を行う計画です。また、平面図にありますように、素掘り側溝から溜桝を經由して、既設の水路へ雨水を排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ
ます。

議案書5ページをお願いします。

番号3は、大板井地内の田1筆です。農家の分家住宅を建設するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、甘木鉄道大板井駅から概ね500メートル以内の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。周囲の状況から集団接続となり、例外規定に合致し、立地基準を満たすこととなります。

近隣に敷設されている公共上下水道管と接続の上、申請地へ引き込む計画です。また、雨水排水については、住宅周囲に雨水桝を設け、最終的には西側の既存側溝へ排水する予定です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に、番号4は、大崎地内の畑1筆です。建築条件付き売買予定地として転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、10ヘクタール未満の小集団区域内農地で、第2種農地に区分されます。周囲の状況から集落接続となり、例外規定に合致し、立地基準を満たすこととなります。上・下水道は北側及び西側の市道内の公共上下水管に接続し、雨水排水は北側の既存側溝及び西側のセットバック部分に新たに設ける側溝を経由し、北西部の築地川へ排水する計画です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、4件に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に無いようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

議長：

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされておりますので、議席番号14番委員につきましては退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書6ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明します。

番号1は、大崎地内の田6筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、井上地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるも

のです。

(位置図により場所の説明)

議案書 7 ページをお願いします。

番号 3 は、光行地内の田 1 筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるもの
のです。

(位置図により場所の説明)

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：

それでは、事前審査を第 2 分科会にお願いしておりましたので、第 2 分科会長よりご報告をお願いします。

第 2 分科会長：

ご報告いたします。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転 3 件について、第 2 分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第 2 分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に無いようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって議案第 4 号は原案通り承認いたします。

議長：

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定234件の審査に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、議席番号6番、12番、16番、19番、23番及び24番の委員につきましては退席をお願いするとともに、私の案件もありますので、議長を会長代理と交代し、退席いたします。

よろしく申し上げます。

(退室案内)

(議長交代)

会長代理

それでは、会長に代わりまして議案の審査を行います。

事務局から、提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

本日お配りしております別冊をご覧ください。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回3月に受付ました本件につきましては、再設定112件、新規119件、合計231件、また、期間借地につきましては、新規3件の申請を受理いたしております。

なお、公告は6月15日付といたしております。

それぞれの内容については、別冊のとおりでございますが、番号28、番号30、番号289については欠番となっておりますので、ご注意ください。

また、内容の詳細についての説明は割愛させていただきますが、先日開催しました地区会議におきまして報告し、ご確認・ご了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

会長代理：

それでは、事前審査を第2分科会をお願いしておりました。分科

会を代表して分科会委員よりご報告をお願いします。

第2分科会委員：

ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第2分科会で慎重に審査し承認するとの意見の一致を見ました。

なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

会長代理：

ただいま、第2分科会委員から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

会長代理：

特に無いようです。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長代理：

全員賛成です。

よって議案第5号は原案のとおり承認されました。

それでは、議席番号6番、10番、12番、14番、19番、23番、及び24番の委員の入室を許可し、議長を交代します

(入室案内)

(議長交代)

議長：

会長代理、ありがとうございました。

議事を進めます。

次に議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外2件を議案とします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の8ページをご覧ください。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見に

ついて、除外2件についてご説明いたします。

番号1は、井上地内の畑4筆、上岩田地内の畑8筆、山隈地内の畑3筆の合計15筆、面積は2万5千78平方メートルとなっています。

土地利用の計画としては、大型集客施設の建設です。
(位置図により場所の説明)

番号2は、三沢地内の畑2筆で、造園業者の資材置場設置のため、申請されているものです。

(位置図により場所の説明)

なお、2件につきましては、先月開催した地区会議におきましてご了承をいただいております。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長：

それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりました。分科会を代表して分科会委員よりご報告をお願いします。

第2分科会委員

ご報告いたします。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についての除外案件2件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

議長：

ただいま、第2分科会委員から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

6番委員

委員

2点あります。

1点目は、大型集客施設ですが、その駐車場については浸透性のあるアスファルト舗装にして欲しいという要望を付したい。

2点目は、大型集客施設による雨水排水の関係。松崎から下岩田にかけて大水が入るようになっている。大型集客施設が来るなら

ばますますひどくなる。

石原川について今年度調査をして予算をつけるとのことだったが、どのようにするのかを委員会として質問していただきたい。

議長：

事務局、お願いします。

事務局：

まず1点目につきましては、商工担当部署と協議し、意見を伝えたいと思います。

2点目については、河川に係る雨水排水の件ということで、都市整備部局へ申し入れたいと思います。

議長：

よろしいですか。

ほかにご意見はありませんか。

1番委員。

委員：

大型集客施設ができることには大いに期待しているが、建設等のロードマップがあるならば示してほしい。

議長：

事務局、お願いします。

事務局：

今回ご審議していただいているのは、農振農用地の除外についての案件なので、ロードマップなどは示されておられません。但し、想定されるのは、今後転用案件の審議の際には、必ずロードマップ等が出されると思いますので、その際にお示しできるものと考えます。

議長：

よろしいですか。

ほか質問等ありませんか。

議長：

ほか質問等ないようです。

第6号議案について、同意することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって議案第6号は原案の通り承認し、意見を付して回答いたします。

議長：

それでは、議席番号16番委員の入室を許可します。

(入室案内)

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の10ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出1件につきまして報告いたします。

番号1は、上岩田地内の田2筆です。

貸主の都合のために、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、3件の報告をいたします。

番号1は、福童地内の田2筆です。

露天資材置場を設置するため、届出が提出されたものです。

番号2は、小板井地内の畑2筆です。

一般個人住宅の建設のため、届出が提出されたものです。

番号3は、福童地内の田1筆です。
宅地の分譲のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告をご覧ください。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

議長：

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

議長：

以上で、令和5年6月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和5年6月9日(金) 午後3時3分閉会

小郡市農業委員会